

県税のあらまし

個人県民税

この税は、県の行政に必要な経費を広く県民の皆様に負担していただくもので、前年中に一定の所得のあった県民の方に課税されるものです。

個人市町村民税と併せて一般に個人住民税と呼ばれています。

■納める人

- 1 毎年1月1日現在で県内に住所がある人……………均等割と所得割
- 2 毎年1月1日現在で県内に事務所、事業所又は家屋敷を有し、その事務所等が所在する市町村に住所がない人……………均等割

■納める額

| | |
|-----|----------------------------|
| 均等割 | 2,000円(うち500円は森林環境税相当額です。) |
| 所得割 | 課税所得金額の4% |

※森林環境税については、P31を参照

《参考》市町村民税は次のとおりです。

| | |
|-----|-----------|
| 均等割 | 3,500円 |
| 所得割 | 課税所得金額の6% |

※ 東日本大震災を契機として実施される緊急防災・減災事業に要する費用の財源を確保するため、均等割の税額については、平成26年度から令和5年度までの間、県民税及び市町村民税ともそれぞれ500円ずつ加算されています。上記の額は、加算後の額です。

《 所得割額の計算方法 》 ※一般的な例

$$\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{前年の} \\ \text{収入金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{必要経費} \\ \text{(サラリーマンの場合は給与所得控除額)} \\ \hline \end{array} \right] - \begin{array}{|c|} \hline \text{所得} \\ \text{控除額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{課税所得} \\ \text{金額} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{課税所得金額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{上記税率} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{税額控除額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \end{array}$$

(注) 土地・建物等の譲渡所得、山林所得及び退職所得は、別の方法で計算されます。

■申告と納税

個人県民税の課税と収納の事務は、個人市町村民税と併せて市町村が行っています。

1 申告

前年1年間の所得について、3月15日までに、その年の1月1日現在の住所所在地の市町村へ申告します。

ただし、所得税の確定申告をした人、給与所得のみの人及び公的年金等の所得のみの方は、原則としてこの申告をする必要はありません。

2 納税

○給与所得者

給与の支払者(会社など)が、通常6月から翌年5月までの12回に分けて、毎月の給料から差し引いて納めます。

○公的年金等所得者(4月1日現在 65歳以上の年金受給者)

年金保険者(社会保険庁など)が、年金支払い月(4月、6月、8月、10月、12月、2月)に、各支払い時の年金から差し引いて納めます。

○上記以外の所得者

市町村から送付される納税通知書により、通常6月、8月、10月、1月の4回に分けて納めます。

■所得控除

| 種類 | 令和元年度住民税の所得控除額 | (参考) 平成30年分所得税の所得控除額 |
|--------------|--|--|
| 雑損控除 | 1か2のうち多い額 1 $\left(\text{損失額} - \text{保険金等の補填額} \right) - \left(\text{総所得金額等} \times 10\% \right)$ 2 $\left(\text{災害関連支出額} - \text{保険金等の補填額} \right) - 50,000\text{円}$ | 同左(※1) |
| 医療費控除 | 1か2のうち有利な方を選択 1 $\left(\text{30年中に支払った医療費} \right) - \left(\text{総所得金額等} \times 5\% \right)$ (保険金等の補填額を除く) ※控除最高限度額=200万円 (注)10万円超のときは10万円 2 医療費控除の特例(控除限度額 88,000円) $\left(\text{30年中的特定一般用医療品等購入費の金額} \right) - 12,000\text{円}$ (保険金等の補填額を除く) | 同左(※1) (30年中に支払った医療費の額で計算) |
| 社会保険料控除 | 30年中に支払った額 | 30年中に支払った額 |
| 小規模企業共済等掛金控除 | 30年中に支払った額 | 30年中に支払った額 |
| 生命保険料控除 | 1 一般の生命保険料 新契約(※2) 最高 28,000円 旧契約 最高 35,000円 | 新契約(※2) 最高 40,000円 旧契約 最高 50,000円 |
| | 2 介護医療保険料 最高 28,000円 | 最高 40,000円 |
| | 3 個人年金保険料 新契約(※2) 最高 28,000円 旧契約 最高 35,000円 | 新契約(※2) 最高 40,000円 旧契約 最高 50,000円 |
| | 1, 2, 3を合わせた場合 最高 70,000円 | 最高120,000円 |
| 地震保険料控除 | 1 最高25,000円 | 最高 50,000円 |
| | 2 旧長期損害保険・・・最高10,000円(※3) | 最高 15,000円(※3) |
| | 1, 2両方の場合 ……最高25,000円 | 最高 50,000円 |
| 障害者控除 | 本人・控除対象配偶者・扶養親族 1人につき……………26万円 (特別障害者の場合……………30万円) (同居特別障害者の場合……………53万円) | 27万円 (特別障害者の場合……………40万円) (同居特別障害者の場合……………75万円) |
| 寡婦(夫)控除 | 本人が寡婦又は寡夫……………26万円 | 27万円 |
| | 特定の寡婦(※4)……………30万円 | 35万円 |
| 勤労学生控除 | 本人が勤労学生……………26万円 | 27万円 |
| 配偶者控除 | 控除対象配偶者……………33万円 | 38万円 |
| | 70歳以上の控除対象配偶者……………38万円 | 48万円 |
| 配偶者特別控除 | 最高33万円 | 最高38万円 |
| 扶養控除 | 一般の扶養親族(16歳以上19歳未満)・・・33万円 | 38万円 |
| | 特定扶養親族(19歳以上23歳未満)……………45万円 | 63万円 |
| | 一般の扶養親族(23歳以上70歳未満)・・・33万円 | 38万円 |
| | 70歳以上の扶養親族……………38万円 | 48万円 |
| | 70歳以上の同居の親等……………45万円 | 58万円 |
| 基礎控除 | 33万円 | 38万円 |

※1 総所得金額等により控除額に差が生じることがあります。

※2 新契約とは、平成24年1月1日以後に契約されたものをいいます。

※3 平成18年末までに締結した長期損害保険にかかる保険料については、従前どおり、損害保険料控除を適用できます。(地震保険料控除と併用することができます。)

※4 特定の寡婦とは、夫と死別し、又は離婚をした後婚姻をしていない人や夫の生死が明らかでない一定の人で、前年の合計所得金額が500万円以下であり、扶養親族の子がいる場合をいいます。

※ 令和元年度の住民税は、平成30年中の所得にかかります。

※ 寡婦(夫)控除から扶養控除までは、所得要件があります。

■ 税額控除

| 項 目 | 内 容 |
|---------------------------|---|
| 外国税額控除 | 外国で得た所得について、その国の所得税や住民税に相当する税金を課税された場合、一定の方法により計算された金額が控除されます。 |
| 配当控除 | 株式の配当所得がある場合、その金額に一定の率(県民税0.15%~1.2%、市町村民税0.2~1.6%)を乗じた金額が控除されます。 |
| 調整控除 | <p>税源移譲に伴い、所得税と住民税の人的控除の差額により生じる負担増を調整するため、次の計算に従って求めた金額が控除されます。</p> <p>〈控除額〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個人住民税の課税所得金額が200万円以下の場合 次の①、②のいずれか少ない額×5%(県民税2%、市町村民税3%) ① 人的控除差額の合計額 ② 個人住民税の課税所得金額 ● 個人住民税の課税所得金額が200万円超の場合 {人的控除差額の合計額-(課税所得金額-200万円)}×5%(県民税2%、市町村民税3%) ※ この金額が2,500円未満の場合は、2,500円(県民税1,000円、市町村民税1,500円) |
| 住宅借入金等特別税額控除 (住宅ローン控除) | <p>所得税の住宅借入金等特別控除が適用される方(平成21年から令和3年12月末までに入居された方)で、所得税において控除しきれなかった額が生じた場合は、住民税から控除することができます。</p> <p>〈控除額〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 平成26年3月末までの居住の場合 前年度所得税の課税総所得金額の5%を限度とし、最大9.75万円 ② 平成26年4月からの居住の場合 前年度所得税の課税総所得金額の7%を限度とし、最大13.65万円 <p>※ ②については、令和元年10月1日から令和2年12月31日までに居住した場合、さらに控除期間を3年延長し、建物購入価格の2%(2/3%×3年間)の範囲で減税。</p> |
| 寄附金税額控除 | <p>都道府県、市区町村、鹿児島県共同募金会及び日本赤十字社鹿児島県支部に対する寄附金について、一定の方法により計算された金額が控除されます。</p> <p>また、所得税の寄附金控除が認められる寄附金のうち、県が条例で指定した寄附金(県内に主たる事務所を有する法人又は団体等に対する寄附金)及び知事が指定した法人等に対する寄附金についても、申告により一定の額が個人県民税の税額から控除されます。</p> <p>〈控除額〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 (寄附金額-2,000円)×10%(県民税4%、市町村民税6%) 2 都道府県、市区町村に対する寄附金の場合、住民税の所得割額の2割を上限として次を加算 (寄附金額-2,000円)×(90%-0~45%) <p>※ 0~45%は、寄附者に適用された所得税の限界税率です。所得税の限界税率とは、所得税を計算するときに適用される最も高い税率を指します。</p> <p>(注) 寄附金額は総所得金額等の30%が上限です。</p> |
| 配当額・株式等譲渡所得割額の控除 | 特別徴収済みの配当所得及び株式等譲渡所得を申告した場合には、他の所得と合算して所得割額が課税されるとともに、二重課税にならないように、配当割額・株式等譲渡所得割額が控除されます。 |